

# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

## ■対象となる方

### ■高齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓65歳以上である
- ✓世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

### ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓前年の所得額が約462万円以下である

## ■請求手続き

### ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人

お受け取りの対象になる人には、日本年金機構より10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

### ②年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場住民福祉課で請求手続きをしてください。

請求手続きは  
お早めに！

## ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。



『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金

検索

## 税務課からのお知らせ

### 固定資産税（家屋）の課税について



固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、1月1日現在、所有者として登記（登録）されている人に課税されます。

固定資産税における家屋とは、「住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう」とされています。以下の3つの要件に照らし、すべて満たす建物について、家屋として判断し課税されます。

- ①定着性 …………… 基礎があり、土地に定着しているか
- ②外気分断性 …… 「屋根」があり「三方向以上の周壁」があるか
- ③用途性 …………… 居住・作業・貯蔵などの用途に供し得る状態であるか

家屋については、建物を自己資金のみで建てた場合など、登記がされていないケースもみうけられますが、建物表題登記をしていなくても、本来建物登記に登録されるべき建物は、固定資産の課税対象となります。

なお家屋の滅失（取り壊し）や未登記家屋の所有権移転などの情報は、把握が困難なため、課税誤りや課税漏れとなる可能性があります。

以下、①～④いずれかに該当する場合は、お手数ですが、役場税務課固定資産税係にご連絡ください。

- ①家屋の新築、増築、取り壊し
- ②未登記家屋の売買、贈与などによる所有権移転
- ③家屋の用途変更（倉庫から住宅への変更など）
- ④土地の利用状況の変更（地目の変更など）

〈問い合わせ〉税務課 固定資産税係 TEL (67) 2703